

# 川西町国土強靱化地域計画の概要

## I 国土強靱化計画の策定の趣旨及び基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施することを目的に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定（平成25年12月）される。

基本法に基づき、国土の強靱化の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定（平成26年6月）される。

町も連動して「川西町国土強靱化地域計画」を策定するもの。

### 2 計画の位置付け

基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画とし、国土強靱化に係る各種計画等の指針と位置付ける。

### 3 計画の期間

計画期間は、策定から概ね5年間

### 4 本町における国土強靱化の理念

本町における国土強靱化は、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、長期的な展望に立って推進することとする。

### 5 基本目標

国土強靱化の理念を踏まえ、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

を計画の基本目標として設定。

## 6 強靱化を推進する上での基本的な方針

### (1) 国土強靱化の取組み姿勢

- 本町の強靱性を損なう原因について、あらゆる側面から検討し、取組みにあたる。
- 長期的な視点を持って計画的な取組みにあたる。
- 本町の社会経済システムの有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。

### (2) 適切な施策の組合せ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。
- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせるとともに、国、県、市町村、町民、民間事業者、NPOなど関係者相互の連携により取組みを進める。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

### (3) 効率的な施策の推進

- 町民の需要の変化等を踏まえるとともに、効果的な施策の実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- 既存の社会資本を有効活用することなどにより、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- PFIの導入など、民間資金・活力を導入した取組みを推進すること。
- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。

### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 高い高齢化率、全国有数の豪雪地域など、本町の特性に応じた取組みを進める。

### (5) 国土全体の強靱化への貢献

- 国土全体での代替性・補完性（リダンダンシー）の確保や、東京一極集中の是正等を促進することにより、国土全体の強靱化につなげていく視点を持つ。
- 国土強靱化を実効あるものとするため、政府の取組みと連携を図る。

## 7 想定される大規模自然災害（本計画の対象）

過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象とする。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、広域な範囲に甚大な被害をもたらす町外における大規模自然災害についても、国土全体の強靱化の観点から対象とする。

【想定される大規模自然災害】

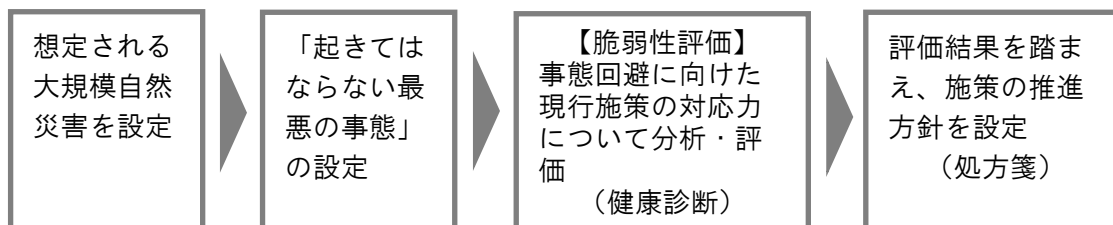
町内/ 町外	自然災害の種類		想定する規模等
町内	大規模地震	内陸型	M7～8 程度、最大震度 7 程度で建物被害、火災、死傷者が多数発生
	台風・梅雨前線等 豪雨 竜巻・突風	大規模水害	記録的な大雨等による大規模水害を想定。例えば、堤防の決壊や河川の氾濫による人的・物的被害等
		大規模土砂災害	記録的な大雨等による大規模土砂災害を想定。例えば、土石流の発生や天然ダムの湛水・決壊による人的・物的被害等
		暴風災害	台風や竜巻、突風など大規模暴風災害による人的・物的被害等
	火山噴火		常時観測火山（蔵王山、吾妻山）の大規模噴火を想定。例えば噴石、火山灰の飛散や火砕流の発生などに伴う人的、物的被害等
	暴風雪・大雪・雪崩		記録的な暴風雪や大雪、大規模な雪崩による交通事故・障害、家屋の倒壊、人的被害等
複合災害		複数の自然災害が同時期に発生する事態を想定。例えば大規模な地震により被災した直後に豪雨災害が発生する等	
町外	大規模地震・津波・水害等		他市町村で発生する大規模地震・津波・水害による人的・物的被害等

## II 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

国土強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施する。

#### ○ 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



### 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、想定される大規模自然災害を踏まえるとともに、大都市に特有の事象の除外や本町の地域特性に応じた事象の追加、類似した事象の統合を行うなどして項目を整理し、8つの「事前に備えるべき目標」と31の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

### 3 評価の実施手順

設定した31の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策（国、県、民間事業者など町以外が取組み主体となるものを含む）の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力や課題について分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

### 4 評価の結果

評価結果は、本計画「別表1」（P30～P43）のとおり。

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」】

事前に備えるべき目標 (8)	起きてはならない最悪の事態 (31)	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震等による建物・交通施設等（1-2の施設を除く）の倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3	異常気象等による広域的な市街地等の浸水
	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
	1-5	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3	基幹的交通ネットワーク（陸上）の機能停止
	5-4	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保し、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2	上水道や農業用水の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-2	有害物質の大規模拡散・流出
	7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### Ⅲ 強靱化に向けた施策推進方針

#### 1 施策推進方針の整理

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに施策とその目標指標を検討・整理するとともに、それを各課等の所管する業務等を勘案して設定した11の施策分野に分類して、施策推進方針を取りまとめた。

「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針については、本計画「別表2」（P44～P58）のとおり。

#### ○ 施策分野

- (1)行政機能（消防含む）、(2)危機管理、(3)建築住宅、(4)交通基盤、
- (5)国土保全、(6)保健医療・福祉、(7)ライフライン・情報通信、
- (8)産業経済、(9)農林水産、(10)環境、(11)リスクコミュニケーション

#### 2 施策分野ごとの施策推進方針

施策分野ごとの施策推進方針に基づき、必要な具体的事業や取組みについては、本計画「川西町国土強靱化地域計画事業一覧」（P59～P67）で整理。

#### (1) 行政機能（消防含む）

##### <行政機能>

- ・庁舎等の耐震化・維持管理等の推進
- ・災害時に防災拠点となる施設の耐震化の推進
- ・被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進
- ・避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進
- ・町の業務継続に必要な体制の整備
- ・IT部門における業務継続体制の整備
- ・緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保
- ・災害時における行政機関相互の通信手段の確保
- ・災害情報伝達手段の確保
- ・災害時における住民への情報伝達の強化

##### <広域連携>

- ・大規模災害時における広域連携の推進
- ・支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備

## <消防>

- ・消防関係施設の耐震化・老朽化対策等の推進
- ・大規模災害時の消防力の確保

## (2) 危機管理

### <洪水対策>

- ・洪水ハザードマップの作成及び更新
- ・避難勧告等の具体的な発令基準の策定
- ・タイムラインの作成、運用

### <火山噴火対策>

- ・火山噴火に対する警戒避難体制の整備

### <土砂災害対策>

- ・土砂災害に対する警戒避難体制の整備
- ・土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定

### <情報伝達機能>

- ・災害情報伝達手段の確保
- ・災害時における住民への情報伝達の強化
- ・土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備

### <応急・復旧対策>

- ・業務継続に必要な体制の整備
- ・孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保
- ・緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保
- ・大規模災害時における広域連携の推進
- ・自衛隊との連携強化
- ・支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備
- ・災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備
- ・豪雪災害時の災害救助法の適用
- ・被災者生活再建支援制度の拡充

### <地域防災力>

- ・地域コミュニティの維持
- ・自主防災組織の育成強化等
- ・避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進
- ・食料等の備蓄

### (3) 建築住宅

#### <施設・建築物等の耐震化・老朽化対策>

- ・庁舎等の耐震化・維持管理等の推進
- ・災害時に防災拠点となる施設の耐震化の推進
- ・住宅・建築物等の耐震化の促進
- ・不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進
- ・町営住宅の老朽化対策の推進
- ・緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進

#### <その他対策>

- ・空き家対策の推進
- ・大規模盛土造成地対策の推進
- ・家具の転倒防止対策の推進
- ・事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進

### (4) 交通基盤

#### <高速交通網整備>

- ・高速道路及び地域高規格道路等の整備
- ・奥羽・羽越新幹線の整備

#### <道路関係防災対策>

- ・緊急輸送道路等の整備・確保
- ・道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進
- ・孤立集落アクセスルートの確保
- ・路線バス等地域公共交通の確保

#### <鉄道関係防災対策>

- ・鉄道施設の耐震化・防災対策の促進

#### <豪雪対策>

- ・暴風雪時における的確な道路管理の推進
- ・道路の防雪施設の整備
- ・道路の除雪体制等の確保

#### <その他対策>

- ・避難路、防災拠点の整備



## (5) 国土保全

### <洪水・土砂災害対策>

- ・農地・農業用施設等の保全管理の推進
- ・治水対策の推進
- ・河川管理施設の維持管理
- ・住宅地における内水浸水対策の促進
- ・土砂災害に対する警戒避難体制の整備
- ・土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備

## (6) 保健医療・福祉

### <医療機関等の非常時対応>

- ・医療機関での非常時対応体制の整備
- ・医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄促進
- ・災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備

### <各種医療支援>

- ・ドクターヘリの活用による救急医療体制の充実

### <防疫対策>

- ・防疫対策の推進

## (7) ライフライン・情報通信

### <エネルギー>

- ・エネルギー供給事業者との連絡強化
- ・再生可能エネルギーの導入拡大

### <水道>

- ・水道施設の耐震化・老朽化対策の推進
- ・応急給水体制などの整備

### <下水道等>

- ・下水道に係る業務継続計画（BCP）策定・施設耐震化等の推進
- ・農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進
- ・合併処理浄化槽への転換促進

### <情報通信>

- ・情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備

- ・災害時における住民等への情報伝達体制の強化
- ・IT部門における業務継続体制の整備

## (8) 産業経済

### <企業活動>

- ・企業の事業継続計画（BCP）の策定促進
- ・リスク分散を重視した企業誘致等の推進

### <エネルギー>

- ・エネルギー供給事業者との連絡強化
- ・再生可能エネルギーの導入拡大

### <風評被害防止>

- ・風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信

## (9) 農林水産

### <食料供給>

- ・食料生産基盤の整備

### <農林業施設の耐震化・老朽化対策>

- ・農地・農業用施設等の保全管理の推進
- ・農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進
- ・ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進
- ・農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進

## (10) 環境

### <有害物質・危険物対策>

- ・危険物施設の耐震化の促進
- ・有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施

### <災害廃棄物対策>

- ・災害廃棄物処理計画に基づく処理

## (11) リスクコミュニケーション

### <防災教育>

- ・防災教育の充実
- ・雪下ろし事故を防止するための注意喚起
- ・食料等の備蓄

#### <防災訓練>

- ・防災訓練の充実

#### <要支援者支援>

- ・災害時の要支援者支援の促進

#### <関係機関との連携・人材育成>

- ・災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備
- ・建設関係団体との連携強化
- ・復旧・復興を担う人材の育成

## IV 計画の推進

### 1 計画の推進管理

計画の推進は、所管部局を中心に、国や県等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証するPDCAサイクルの実践を通じて、効果的な施策の推進を図る。

### 2 計画の見直し

概ね5年ごとに、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行う。なお、それ以前においても、施策の進捗状況や国、県及び関係機関等の動向を踏まえ、必要に応じて変更の検討を行う。